

成年後見制度支援者向け研修会

成年後見制度の申立てで必要となった

本

人

情

報

シートを書こう！

平成31年（2019年）4月から成年後見制度の診断書が変わり、新たに福祉関係者による「本人情報シート」の作成が必要となりました。

「本人情報シート」は成年後見制度の診断書を作成する医師だけではなく、家庭裁判所で成年被後見人の家族なども見ることのできる書類です。皆さんも一緒に「本人情報シート」の書き方を学びませんか？

日 時：2019年 **5月11日（土）**

14時00分～16時00分

場 所：**狭山市市民交流センター 2階 研修室**

狭山市入間川1-3-1 TEL 04-2954-2111

講 師：東京国際大学 人間社会学部 齋藤敏靖 教授

参加費：無料

対 象：成年後見制度の相談を受ける支援者など

（市民後見NPO、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、市役所の職員など）

定 員：40名（先着順）

4月1日（月）9時から受付開始

お問い合わせ・申し込み先・・・

社会福祉法人**狭山市社会福祉協議会**（さやま成年後見センター）

TEL 04-2956-7665 / FAX 04-2956-7668

Eメール higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp

日本精神保健福祉士協会の担当者として、成年後見制度の診断書等の見直しに関わった方を講師に招き、講義・演習を行います。



狭山市社協公式キャラクター「こころちゃん」

本人情報シートとは？

福祉関係者が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進め、平成31年4月から福祉関係者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、医師にこれを伝えるためのツールとして、新たに「本人情報シート」の書式を作成することとなりました。

「本人情報シート」は、親族や本人が作成することは想定しておらず、本人の身近なところで、職務上の立場から支援されている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センターの職員等）によって作成されることが望ましいとされています。

（最高裁判所「本人情報シート作成の手引き」から）

----- お申し込みは切り取らずにこのままFAXしてください（5月7日×切） -----

成年後見制度支援者向け研修会 参加申込書

狭山市社会福祉協議会 FAX 04-2956-7668

氏名	団体名	電話番号、FAXなど

※ お預かりしました個人情報は、成年後見制度支援者向け研修会の運営に関すること以外の目的には利用いたしません。

※ 記載欄が不足する場合は、本紙をコピーするか別紙に必要事項を記入してお申し込みください。

※ 団体でのお申し込みの場合は、代表者の氏名と連絡先、参加人数を記入してください。